

# 青森県報

第三千九百六十号

平成二十七年  
二月二十日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

青森県屋外広告物条例の規定による禁止区域等の指定の一部改正……………(都市計画課) ……一

### 公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(情報システム課) ……一  
県有地の売却に係る一般競争入札……………(監理課) ……二

### 選挙管理委員会

政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(事務局) ……二  
政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……三  
政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………(同) ……四  
政治資金規正法による資金管理団体の名称等の公表……………(同) ……四

## 告 示

青森県告示第九十五号

昭和五十一年六月十九日青森県告示第四百六十一号(青森県屋外広告物条例の規定による禁止区域等の指定)の一部を次のように改正する。

平成二十七年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

第三号1中(ハ)を(カ)とし、(七)を(八)とし、(六)を(七)とし、(五)を(六)とし、(四)の次に次のように加える。

(五) 町道野田石崎沢線

附 則

この告示は、平成二十七年三月一日から施行する。

## 公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量
- 青森県電子申請ASPサービス提供業務委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- 青森県企画政策部情報システム課
- 青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
- 随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
- 平成二十六年十二月十九日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
- 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西
- 大阪府大阪市北区堂島三丁目一の一
- 六 契約金額
- 五百七十九万四千四百四十円
- 七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第一号

八 契約の相手方を決定した手続  
予定期限の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六の規定により公告する。

平成二十七年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項  
次に掲げる土地の売却

所在地	地目	地積
青森市大字野内字菊川四二の一	宅地	二、一八一・一六平方メートル
青森市大字野内字菊川三九の一	宅地	六六・六一平方メートル
青森市大字野内字菊川三九の二	宅地	一五五・九六平方メートル

二 予定期限 金二千四十三万七千七百五円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七條の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第一条第二号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者であること。

四 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一

青森県土整備部監理課 電話 〇一七（七三四）九六三八  
五 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁 南棟六階A会議室

2 日時

平成二十七年三月四日（水） 午前十一時

六 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

九 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 土地の行政的条件 市街化調整区域 農用地区域外

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七條の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十七年二月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党以外の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	大竹進後援会	ひなた正男後援会	大竹進を支援する全国医療関係者の会	寺下和光後援会	千葉こうき後援会	上道二三男後援会	中村益則後援会	塚本悦子後援会	久保ももえをサポートするアンポートの会	おおさき光明と新次代を創る会
氏代表名者	大竹進	上平昭一	新渡戸剛	高橋博美	小西勇一	田中武志	中村益則	山中教義	久保百恵	大崎光明
氏会計責任名者	古村一雄	日當正男	齋藤吉春	橋本洋昭	工藤聡	鹿原直人	中村恵子	塚本康喜	黒島弘康	小林修
主たる事務所の所在地	青森市浪岡福田二丁目一三の八	八戸市大字鮫町字西沢一五の二〇〇四	青森市浪岡福田二丁目一三の八	上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附三二	弘前市大字宮川二丁目三の二	三戸郡階上町大字鳥屋部字大鶴音一八の六	八戸市江陽四丁目六の一八	北津軽郡中泊町大字福浦字浦島三〇	八戸市石堂三丁目一の一〇	八戸市大字馬場町
年届月日	平成二七・一・六	二七・一・六	二七・一・三	二七・一・三	二七・一・四	二七・一・五	二七・一・九	二七・一・三	二七・一・三	二七・一・三

青森県選挙管理委員会告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成二十七年二月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	異動事項	政治団体の名称	異動事項	年届月日
生活の党と山本太郎となかまたち青森県参議院選挙区第1総支部	新	生活の党と山本太郎となかまたち青森県参議院選挙区第1総支部	旧	平成二七・一・五
自由民主党青森県ときわ会支部	新	自由民主党黒石市支部	旧	平成二七・一・三
自由民主党青森県ときわ会支部	新	自由民主党青森県ときわ会支部	旧	平成二七・一・六

政党以外の政治団体

政治団体の名称	異動事項	代表者	代表者	年届月日
政治団体の名称	新	丹代金一	佐藤孝志後援会	平成二七・一・六
政治団体の名称	旧	奈良滋	小屋敷孝後援会	平成二七・一・八
政治団体の名称	新	滝田隆	江渡あきのり後援会	平成二七・一・八
政治団体の名称	旧	高橋七郎	島脇一男後援会	平成二七・一・六

青森県選挙管理委員会告示第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年二月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党以外の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
沼田徳右衛門後援会	平成二六・三・二〇	平成二七・一・九
佐々木信夫後援会	二七・一・二四	二七・一・二六
上田善四郎後援会	二六・三・二六	二七・一・三
鳴海広道後援会	二六・三・三	二七・一・三〇

青森県選挙管理委員会告示第十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十七年二月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

届出者の氏名 (公職の種類)	資金管理団体の 名称	代表 者名	主たる事務所の 所在地	届出 年月日
大竹 進 (青森県知事)	大竹進後援会	大竹 進	青森市浪岡福田二丁目一三の八	平成二七・一・六

久保 百恵 (八戸市議会議 員)	久保ももえをサ ポートするアン ポートの会	久保 百恵	八戸市石堂三丁目 一の一〇	二七・一・三
大崎 光明 (青森県議会議 員)	おおさき光明と 新次代を創る会	大崎 光明	八戸市大字馬場町	二七・一・三

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭